

# 兵庫県公報

平成19年3月30日

第14号外

発行人

兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

### 教育委員会規則

- 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

### 教育長訓令

- 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程等の一部を改正する訓令 ..... 4

### 企業庁管理規程

- 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 ..... 5  
○企業庁組織規程の一部を改正する管理規程 ..... 10  
○企業庁会計規程の一部を改正する管理規程 ..... 12  
○企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条  
第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する管理規程 ..... 15

### 県議会訓令

- 兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令 ..... 17  
○兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令 ..... 17  
○兵庫県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 ..... 19

## 公布された法令のあらまし

### ●教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第16号）

学校教育法の一部改正により、盲学校、聾学校及び養護学校の制度に代わり、特別支援学校の制度が創設され、これに合わせて、盲学校教諭免許、聾学校教諭免許及び養護学校教諭免許が廃止され、特別支援学校教諭免許が新設されること等に伴い、教育職員検定により特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法等について所要の整備を行うこととした。

## 教育委員会規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平田 幸 廣

### 兵庫県教育委員会規則第16号

#### 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第17条第4項」の右に「、第17条の2第3項」を加え、同項第7号中「盲学校教諭」を「栄養教諭」に改め、同項第8号中「聾学校教諭」を「特別支援学校教諭」に改め、同項第9号を削る。

別表第1中「特別免許状」を「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」に、「第6条別表第3」を「別表第3」に改める。

別表第2中「特別免許状」を「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」に、「第6条別表第3」を「別表

第3」に、「免許法附則第7項」を「免許法附則第5項」に改める。

別表第3中「特別免許状」を「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」に、「第6条別表第3」を「別表第3」に、「免許法附則第7項」を「免許法附則第5項」に改める。

別表第4中「第6条別表第3」を「別表第3」に改める。

別表第5中「第6条別表第5」を「別表第5」に、「免許法附則第11項」を「免許法附則第9項」に改める。

別表第6中「第6条別表第6」を「別表第6」に改める。

別表第7及び別表第8を次のように改める。

別表第7（第4条関係）

栄養教諭免許状の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必要在職年数	必ず含めねばならない科目及びその単位数							最低修得単位数	
				管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目						栄養に係る教育又は教職に関する科目
						教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目				
						教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		
専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第6の2	3							15	15	
一種免許	二種免許状を有	免許法別表第6の2	3	32	2	6	3				40	
			4	28	2	5	2				35	
			5	24	2	4	2				30	
			6	20	2	3	2				25	
			7	16	1	3	2				20	

状 すること。	8	12	1	2	1	15
	9	7	1	2	1	10
	免許法 別表第6 の2備考			2	6	3

別表第8 (第4条関係)

特別支援学校教諭免許状の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必要 在職 年数	必ず含めねばならない科目及びその単位数				
				計	特別支援教育に関する科目の必要単位数			免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
					特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		
						心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第7	3	15				
一種免許状	二種免許状を有すること。	免許法別表第7	3	6	1	3	2	
		改正法附則第17項	3	4	1	2	1	
二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有すること。	免許法別表第7	3	6	1	3	2	

別表第9を削る。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 教育長訓令

## 兵庫県教育長訓令第6号

本 庁  
地 方 機 関  
県 立 学 校  
教 育 機 関

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県教育長 吉本知之

## 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程等の一部を改正する訓令

(兵庫県教育委員会本庁決裁規程の一部改正)

第1条 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程(昭和43年兵庫県教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「室長」の右に「、副課長」を加える。

第10条中「主幹、課長補佐又は係長がそれぞれその担任する事務に関し」を「、副課長(副課長が2人以上置かれている課にあつては、課長又は室長があらかじめ指定した副課長。以下同じ。)が」に改める。

第13条中「、主幹」を「、副課長、主幹」に改める。

別表障害児教育室の項中「障害児教育室」を「特別支援教育課」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同表体育保健課の項を削る。

(兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部改正)

第2条 兵庫県教育委員会教育事務所処務規程(昭和43年兵庫県教育長訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「主幹」を「副所長、主幹」に改める。

第6条中「主幹又は課長がそれぞれその担任する事務に関し」を「副所長(副所長が2人以上置かれている教育事務所にあつては、所長があらかじめ指定した副所長)が」に改める。

(教育機関処務規程の一部改正)

第3条 教育機関処務規程(昭和39年兵庫県教育長訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号の次に次の3号を加える。

(10) 日々雇用職員を雇用すること。

(11) 1件8,000万円未満の埋蔵文化財発掘調査に係る工事(調査、測量等の委託を含む。以下同じ。)の起工及びその起工に係る変更(教育長が指定する重要な変更により、変更後の金額が8,000万円以上となる場合を除く。)を決定すること。

(12) 1件8,000万円以上の埋蔵文化財発掘調査に係る工事の起工に係る変更(教育長が指定する重要な変更を除く。)を決定すること。

(本庁文書管理規程の一部改正)

第4条 本庁文書管理規程(昭和61年兵庫県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1施設室の項中「施設室」を「施設課」に改め、同表障害児教育室の項を次のように改める。

特 別 支 援 教 育 課	教 特
---------------	-----

別表第1考古博物館開設準備室の項を削り、同表地域スポーツ活動室の項を次のように改める。

ス ポ ー ツ 振 興 課	教 ス
---------------	-----

(教育委員会事務局等職員の日額旅費に関する規程の一部改正)

第5条 教育委員会事務局等職員の日額旅費に関する規程(昭和47年兵庫県教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「施設室」を「施設課」に改める。

(兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部改正)

**第6条** 兵庫県立学校教職員健康管理規程(平成9年兵庫県教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。  
第16条第2号中「施設室長」を「施設課長」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。  
(兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所処務規程の廃止)
- 2 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所処務規程(平成元年兵庫県教育長訓令第3号)は、廃止する。

## 企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県公営企業管理者 江木耕一

### 兵庫県企業庁管理規程第1号

#### 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職務を行う」を「職に占める」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 別表第3に掲げる職に係る手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、職務の特殊性その他の事情により特に必要があると認めるときは、別に定める区分とすることができる。

第3条に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分並びに次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外のもの 別表第4の管理職手当欄に定める額

(2) 再任用職員 別表第5の管理職手当欄に定める額

第6条の2第1項中「給料月額100分の20以上の割合による管理職手当を受けるべき」を「別表第3に掲げる区分が3種以上の」に改め、同条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「再任用職員」に改める。

第7条の次に次の4条を加える。

(給料の半額を減ずる期間)

**第7条の2** 条例第15条の2第2項の規定に基づき管理規程で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 結核性疾患(公務上の結核性疾患を除く。)の場合 勤務時間規程第10条に規定する病気休暇の開始の日から起算して1年

(2) 前号以外の負傷(公務上の負傷及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この項、第8条第1項及び第5項において同じ。)による負傷を除く。)又は疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)の場合 勤務時間規程第10条に規定する病気休暇の開始の日から起算して90日

(半減前の給料の額が算定の基礎となる手当)

**第7条の3** 前条の規定にかかわらず、特勤手当の算定については、条例第15条の2第2項に該当する職員の給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

(病気休暇の期間を通算する場合)

**第7条の4** 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分を同じくする負傷又は疾病による病気休暇の期間について、これを通算する。ただし、病気休暇のため勤務しなかつた職員が勤務するに至った日から起算して1年以上引き続き通常勤務したと管理者が認めた後再び病気休暇のため勤務しなかつた場合の先の病気休暇の期間その他管理者が別に定めるものについては、この限りでない。

- (1) 結核性疾患
- (2) 精神障害
- (3) 前2号以外の負傷又は疾病（次号において「一般疾病」という。）のうち外傷（災害、事故等の外因性による疾病を含む。）（次号において「外傷」という。）
- (4) 一般疾病のうち外傷以外の負傷又は疾病  
（給料の日割計算）

第7条の5 月の中途において給料の半額が減ぜられることとなつた場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、当該月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによつて計算する。

第8条第1項中「病氣」を「疾病」に改め、「（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第5項において同じ。）」を削る。

附則第10項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

別表第1中

7 級	(1) 主幹の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度と認められる職務	を
7 級	(1) 本庁の副課長及び主幹の職務 (2) 地方機関の副所長及び主幹の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度と認められる職務	に

改め、同表8級の項中「本庁の課長の職務」の右に「又は室長の職務」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

組織名	職 務 区 分									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
本庁	職員	職員	主任 職員	主査	課長 補佐  係長  工事 検査 専門 員	副課長  主幹  主任 工事 検査 専門 員  課長 補佐	課長  室長  参事	局長  参事	企業 庁長	
地方 機関	職員	職員	主任 職員	課長 補佐  主査	課長  課長 補佐	所長  副所長  主幹	所長			

						所長 補佐				
--	--	--	--	--	--	----------	--	--	--	--

別表第3（第3条関係）を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

組織名	職	区分
本庁	企業庁長	1種
	局長	2種
	局参事 課長	3種
	室長 課参事	4種
	副課長 主幹	5種
地方機関	所長（職務の級が7級の者を除く。）	3種
	所長（職務の級が7級の者に限る。） 副所長 主幹	5種

別表第5 別表第3の支給割合が100分の25の職を占める職員の項中「の支給割合が100分の25」を「に規定する区分が1種」に改め、同表別表第3の支給割合が100分の23の職を占める職員の項中「の支給割合が100分の23」を「に規定する区分が2種」に改め、同表別表第3の支給割合が100分の20の職を占める職員の項中「の支給割合が100分の20」を「に規定する区分が3種」に改め、同表を別表第7とし、別表第4を別表第6とし、別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4（第3条関係）

職務の級	区分	管理職手当
特10級	1種	139,300円
10級	1種	130,300円
9級	2種	108,100円
	3種	94,000円
8級	3種	88,500円
	4種	79,700円
7級	5種	62,300円

備考

別表第3に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると管理者が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考

慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で管理職が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当未滿の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当未滿の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当を超える額

別表第5（第3条関係）

職務の級	区分	管理職手当
特10級	1種	133,600円
10級	1種	112,900円
9級	2種	91,800円
	3種	79,800円
8級	3種	72,900円
	4種	65,600円
7級	5種	48,200円

備考

別表第3に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると管理者が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で管理職が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当未滿の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当未滿の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当を超える額

附則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。  
（管理職手当に関する経過措置）
- 2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年兵庫県条例第59号。以下「改正条例」という。）第3条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年兵庫県条例第32号。以下「改正後の給与条例」という。）第6条の3の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、この規程による改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規定」という。）第3条の規定による管理職手当（以下「定額化後の管理職手当」という。）が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該定額化後の管理職手当のほか、当該定額化後の管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未滿の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
  - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50



- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 改正後の給与条例第6条の3の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、定額化後の管理職手当が経過措置基準額を超えることとなる職員には、改正後の給与規程第3条の規定にかかわらず、経過措置基準額に、当該定額化後の管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額を管理職手当として支給する。
- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の0
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の25
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の75
- 4 前2項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分職員（同日において占めていたこの規程による改正前の企業職員の給与に関する規程第3条に規定する別表第3に掲げる職務に係る同表の支給割合欄に定める支給割合（以下「旧職員支給割合」という。）に相当する改正後の給与規程別表第3の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第5号において同じ。）同日にその者が受けていた管理職手当
  - (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、上位区分相当職員（旧職員支給割合より高い支給割合に相当する改正後の給与規程別表第3の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。次号、第6号及び第7号において同じ。）で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当を超えることとなるもの（同日に旧職員支給割合より高い支給割合に相当する改正後の給与規程別表第3の区分欄に掲げる区分（以下「旧支給割合より上位の新区分」という。）を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。）同日に旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
  - (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、上位区分相当職員で、かつ、定額化後の管理職手当額が同日にその者が受けていた管理職手当に達しないこととなるもの 同日にその者が受けていた管理職手当
  - (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員（旧職員支給割合より低い支給割合に相当する改正後の給与規程別表第3の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第8号において同じ。）同日に旧職員支給割合より低い支給割合に相当する改正後の給与規程別表第3の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
  - (5) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
  - (6) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、上位区分相当職員で、かつ、定額化後の管理職手当額が同日にその者が受けていた管理職手当を超えることとなるもの（同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。）同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
  - (7) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、上位区分職員で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当に達しないこととなるもの 同日にその者が受けていた管理職手当
  - (8) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より下位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
  - (9) 施行日以後に新たに改正後の給与条例第6条の3の規定により管理職手当を支給する職を占めることと

なった職員で、定額化後の管理職手当が施行日の前日に改正後の給与規程別表第3の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当を超えることとなるもの（同日に改正後の給与規程別表第3の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。）

同日に改正後の給与規程別表第3の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当

- (10) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当
- (11) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条第5項第2号に規定する公庫等職員（以下「公庫等職員」という。）その他別に定めるこれらに準ずるものであった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、企業庁内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして管理者が定める職員 前各号の規定に準じて管理者が定める額
- 5 前項各号に規定する管理職手当については、企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）附則第10項の規定は適用しない。  
（給料の減額に関する経過措置）
- 6 改正後の給与規程第7条の2に規定する負傷又は疾病に係る療養のため、施行日前から引き続き勤務していない職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条の2第2項の規定は、適用しない。
- 7 施行日から平成21年3月31日までの間に療養のため勤務しない職員に係る改正後の給与規程第7条の2第2号の規定の適用については、同号中「90日」とあるのは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

職 員	期 間
精神障害による病気休暇の開始の日が、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にある職員	1年。ただし、平成19年4月1日前から引き続き病気休暇の期間を除く。
精神障害による病気休暇の開始の日が、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間にある職員	6月。ただし、平成20年4月1日前から引き続き病気休暇の期間を除く。
結核性疾患及び精神障害以外の負傷又は疾病による病気休暇の開始の日が、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にある職員	4月。ただし、平成19年4月1日前から引き続き病気休暇の期間を除く。

（雑則）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

企業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県公営企業管理者 江 木 耕 一

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業庁組織規程の一部を改正する管理規程

企業庁組織規程（昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の表地域整備局の款潮芦屋整備課の項を削り、同款公園都市整備課の項中「分譲推進係 経営係 計画係 建設係」を「経営係 計画係 建設係 分譲推進係」に改め、同款臨海整備課の項中「分譲推進係 経営係 計画係」を「経営係 尼崎・津名計画係 潮芦屋計画係 分譲推進係 まちづくり事業推進係」に改める。

第6条の3を次のように改める。

第6条の3 削除

第6条の4中「(潮芦屋を除く。)」を削る。

第16条中「

参事	本庁	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。
----	----	---------------------

を「

室長	本庁	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務を掌理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
参事	本庁	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。
副課長	課	課長の職務を補佐し、課の事務を整理し、所属の職員の担当する事務を監督するとともに、課長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

に改める。

第21条中「

主幹	上司の命を受け、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。
----	-------------------------------

を「

副所長	所長の職務を補佐し、当該地域機関の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督するとともに、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
主幹	上司の命を受け、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。

に改める。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条中「主幹(主幹が2人以上置かれている地方機関にあつては、所長があらかじめ指定した主幹)、主幹」を「副所長、副所長」に改める。

附 則

(施行期日)

- この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。  
(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)
- 企業庁財産評価審査会規程(昭和48年兵庫県企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。  
第9条第2項第2号中「主幹」を「副所長」に改める。

別表中

委員	
	管理局総務課長
	管理局総務課参事(経営企画を担当する者に限る。)
	管理局水道課長
	管理局水道課参事(施設整備を担当する者に限る。)
	地域整備局立地推進課長
	地域整備局公園都市整備課長
	地域整備局公園都市整備課参事(分譲企画

を

委員	
	管理局総務課長
	管理局総務課経営企画参事
	管理局水道課長
	管理局水道課施設整備参事
	地域整備局立地推進課長
	地域整備局公園都市整備課長
	地域整備局公園都市整備課住宅分譲室長
	地域整備局臨海整備課長
	地域整備局臨海整備課長分譲企画室長

を担当する者に限る。)  
 地域整備局潮芦屋整備課長  
 地域整備局臨海整備課長

に改める。

(企業庁処務規程の一部改正)

3 企業庁処務規程(昭和51年兵庫県企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「課長」の右に、「、室長」を加え、同条第3号及び第4号中「課長」の右に「、室長、副課長」を加える。

第6条の見出し中「課長」の右に「等」を加え、同条第1項及び第2項中「課長」の右に「又は室長」を加える。

第9条の2中「課長」の右に「又は室長」を加える。

第10条中「課長」の右に「又は室長」を加え、「参事(課に置く参事に限る。)、主幹、課長補佐又は係長」を「副課長」に改める。

第15条第2項中「課長」の右に「又は室長」を加え、同条第3項中「課長」の右に「又は室長」を加え、「主幹、課長補佐又は係長」を「副課長」に改める。

第19条の見出し中「課長」を「課長等」に改め、同条中「課長」の右に「、室長」を加える。

(企業庁地方機関処務規程の一部改正)

4 企業庁地方機関処務規程(昭和51年兵庫県企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号、第5条及び第7条中「主幹」を「副所長、主幹」に改める。

第30条第2項第4号中所長の右に「、副所長」を加える。

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

5 企業庁公有財産取扱規程(昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、地域整備局潮芦屋整備課」を削る。

(企業庁本庁文書管理規程の一部改正)

6 企業庁本庁文書管理規程(昭和61年兵庫県企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改める。

第35条第1項第4号の表中地域整備局潮芦屋整備課の項を削る。

様式第3号中「課長」を「課室長 副課長」に改める。

(企業庁補償審査会規程の一部改正)

7 企業庁補償審査会規程(昭和61年兵庫県企業庁管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号「主幹」を「副所長」に改める。

~~~~~  
 企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県公営企業管理者 江 木 耕 一

### 兵庫県企業庁管理規程第3号

#### 企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、地域整備局潮芦屋整備課長」を削る。

第11条の表減価償却累計額整理台帳の項を削る。

第70条第1項第2号中「過去2年間に」を削り、「その他管理者が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について」を「等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)との間で工事の履行の保証を予約したとき。

第86条第2項中「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する」を削る。

別表11中「管理局総務課主幹」を「管理局総務課副課長」に改める。

「副課長  
様式第1号、第2号及び第3号中 主幹 を に改める。  
」（副所長）」

様式第8号を次のように改める。

様式第8号  
(第11条関係)

固定資産(物品)台帳

カードNo.

|          |      |      |            |              |            |     |
|----------|------|------|------------|--------------|------------|-----|
| 経理       | 会計   | 水系   | 種別         | 資産番号         | 枝番1        | 枝番2 |
| 節        |      |      |            |              |            |     |
| 細分類      |      |      |            |              |            |     |
| 設計図      |      |      | 項          | 図面、登記関係、契約書類 | 第          | 冊分  |
| 水道管理台帳   |      |      |            |              |            |     |
| カナ名称     |      |      |            |              |            |     |
| 名称       |      |      |            |              |            |     |
| 所在場所     |      |      |            |              |            |     |
| 取得年月日    |      |      |            |              |            |     |
| 型式構造     |      |      |            |              |            |     |
| 形状寸法     |      |      |            |              |            |     |
| 能力用途     |      |      |            |              |            |     |
| 保険       |      |      |            | 交付金          |            |     |
| 備考       |      |      |            |              |            |     |
| 資産番号     |      |      |            | 枝番名称         |            |     |
| 資産名称     |      |      |            |              |            |     |
| 取得年月日    |      |      |            |              |            |     |
| 摘要       |      |      |            |              |            |     |
| 帳簿価格     |      |      |            | 左のうち償却対象価格   |            |     |
| 取得額(稼動分) |      |      |            | 左のうち償却対象価格   |            |     |
| 耐用年数     |      |      |            | 年            |            |     |
| 償却方法     |      |      |            |              |            |     |
| 償却率      |      |      |            | /1000        |            |     |
| 年償却額     |      |      |            |              |            |     |
| 行番号      | 年月日  | 帳簿価格 | 左のうち償却対象価格 | 取得額(稼動分)     | 左のうち償却対象価格 |     |
| 枝番       | 枝番名称 |      | 摘要         |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |
|          |      |      |            |              |            |     |

様式第9号を削る。  
様式第10号を次のように改める。

様式第10号  
(第11条関係)

企業積台帳

|      |           |           |    |      |
|------|-----------|-----------|----|------|
| 起債名称 | 公債名称      |           |    | 起債金額 |
| 会計   | 区分        | 借入先       |    |      |
| 起債年度 | 借入年度      | 借入日       |    | 借入先  |
| 利率   |           |           |    |      |
| 据置期間 | ～         | まで        | 年間 | 登録機関 |
| 償還期日 | ～         | まで        | 年間 |      |
| 発行価格 | 額面100円につき | 円         | ¥  | 証券会社 |
| 手数料  | 引受        | 額面100円につき | 円  |      |
|      | 受託        | 額面100円につき | 円  | ¥    |
|      | 登録        | 額面100円につき | 円  | ¥    |
|      | 元金        | 償還額の      |    |      |
| 利子   | 登録        | 利子支払額の    |    |      |
|      | 現物        | 利子支払額の    |    |      |
| 利回り  | 応募者       |           |    |      |
|      | 発行者       |           |    |      |

起債名称                          区分                          会計

| 年度 | 償還予定日 | 未償還元金 | 元金 | 利子 | 合計 | 手数料 |    |
|----|-------|-------|----|----|----|-----|----|
|    |       |       |    |    |    | 元金  | 利息 |
|    |       |       |    |    |    |     |    |
|    |       |       |    |    |    |     |    |
|    |       |       |    |    |    |     |    |
|    |       |       |    |    |    |     |    |
|    |       |       |    |    |    |     |    |

様式第18号及び第18号の2中 「

|    |    |
|----|----|
| 事務 | 主幹 |
|----|----|

」 を 「

|    |     |
|----|-----|
| 事務 | 副課長 |
|----|-----|

」 に改める。

様式第22号中「主幹」を「副所長」に改める。

「

|     |
|-----|
| 副課長 |
|-----|

」

様式第28号中 主幹 を 

|     |
|-----|
| 副所長 |
|-----|

 に改める。

附則

この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県公営企業管理者 江 木 耕 一

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する管理規程

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に、「休憩時間及び休息時間を」を「休憩時間を」に改め、同項の表を次のように改める。

| 勤務時間                   | 休憩時間                |
|------------------------|---------------------|
| 午前8時45分から<br>午後5時30分まで | 午後0時から<br>午後0時45分まで |

第3条第3項中「前2項の規程」を「前2項の規定」に、「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第3条第5項中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第10条第1項の表中

|                                                                  |                                                                                                                                           |   |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 2 1の場合を除き、負傷し、又は病気にかかった場合<br>(1) 結核性疾患又は精神障害<br>(2) 負傷又は(1)以外の病気 | 勤続期間に応じ、次に掲げる期間の範囲内で必要と認める期間<br>(1) 勤続5年未満 1年<br>(2) 勤続5年以上10年未満 1年6箇月<br>(3) 勤続10年以上 2年<br>4箇月（管理者が特に必要と認めるときは、6箇月）の範囲内においてその療養に必要と認める期間 | を |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

|                                    |                                                                                          |   |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 2 1以外の負傷又は疾病の場合<br>(1) 結核性疾患又は精神障害 | 勤続期間に応じ、次に掲げる期間の範囲内で必要と認める期間<br>(1) 勤続5年未満 1年<br>(2) 勤続5年以上10年未満 1年6箇月<br>(3) 勤続10年以上 2年 | に |
| (2) 負傷又は(1)以外の疾病                   | 4箇月（管理者が特に必要と認めるときは、6箇月）の範囲内においてその療養に必要と認める期間                                            |   |

改める。

第11条第1項の表13の項中「で1回につき1日又は半日」を削除し、同表16の項中「又は半日」を「、半日又は1時間」に改める。

第11条第2項中「表9の項から11の項まで」の右に「及び13の項」を加える。

（企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正）

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成14年兵庫県企業庁管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第1項中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改め、同項の表を次のように改める。

| 勤務体制 | 勤務時間                   | 休憩時間 |
|------|------------------------|------|
| 1直   | 午前1時から<br>午前9時45分まで    | 45分間 |
| 2直   | 午前8時45分から<br>午後5時30分まで | 45分間 |



|    |                         |      |
|----|-------------------------|------|
| 3直 | 午後4時15分から<br>翌日の午前1時まで  | 45分間 |
| 日勤 | 勤務時間規程第3条第2項に規定するところによる |      |

第4条第2項中「及び休息时间」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 水道用水又は工業用水道の供給業務に従事する職員の第1条による改正前の企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条に規定する休息时间については、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 3 第2条の規定による改正後の企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程第3条第1項第1号に掲げる勤務及び同項第3号に掲げる勤務のうち1直、2直又は3直の勤務を行う場合における第2条の規定による改正前の企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程第4条第1項に規定する休息时间については、当分の間、なお従前の例による。

県 議 会 訓 令

兵庫県議会訓令第1号

議会事務局

兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県議会議長 長 田 執

兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局組織規程（昭和41年兵庫県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「調査課に、」の右に「政策係、」を加え、「広報資料係」を「広報係」に改める。

別表1 参事の項の次に次のように加える。

|     |   |                                                                           |
|-----|---|---------------------------------------------------------------------------|
| 副課長 | 課 | 課長の職務を補佐し、課の事務を整理し、所属の職員の担当する事務を監督するとともに、課長に事故があるとき、又は欠けたときは、そのその職務を代理する。 |
|-----|---|---------------------------------------------------------------------------|

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県議会訓令第2号

議会事務局

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県議会議長 長 田 執

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令


兵庫県議会事務局処務規程（昭和50年兵庫県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「主幹、課長補佐又は係長がそれぞれの担任する事務に関し、」を「副課長（副課長が2人以上置かれている課にあっては、課長があらかじめ指定した副課長、以下同じ。）が」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第12条関係）

（表 面）

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                         |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 5.4<br>センチメートル |                                                                                                                                                                                                                                                         | 職 員 証                                                                   |
|                | <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">           ↑<br/>3<br/>センチ<br/>メー<br/>トル<br/>↓         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: 150px; height: 100px;">           写 真         </div> </div> | <p>職員番号</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>上記の者は、兵庫県職員であることを証明する。</p>  |
|                | ←2.5センチメートル→                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 兵 庫 県 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span> |
|                | ←8.5センチメートル→                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                         |

（裏 面）

**【遵守事項】**

- 1 本証は、常に携帯すること。
- 2 本証を紛失し、又は損傷したときは、速やかにその旨を届け出て、再交付を受けること。
- 3 職員でなくなつたときは、速やかに返還すること。
- 4 本証を第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。



兵庫県議会訓令第3号

議会事務局

兵庫県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月30日

兵庫県議会議長 長 田 執

兵庫県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局文書管理規程（平成14年兵庫県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
様式第3号中「課長」を「課長 副課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。